



平成29年2月14日

各位

会社名 株式会社 ソルコム  
代表者名 代表取締役社長 平原 敏行  
(コード番号1987 東証第二部)  
問合せ先 取締役総務部長 貴船 賢次  
(TEL 082-504-3300)

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年2月14日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成29年3月30日開催予定の第70回定時株主総会（以下「本定時株主総会」）に株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました（以下「本単元株式数変更」）。

##### (2) 変更の内容

平成29年7月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を100株に変更するとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました（以下「本株式併合」）。

なお、本単元株式数変更及び本株式併合に伴い、当社株式の投資単位は従前に比して2分の1の水準となります。

(2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式  
②併合の割合 平成29年7月1日をもって、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式数5株につき1株の割合で併合いたします。  
③併合により減少する株式数

|                            |              |
|----------------------------|--------------|
| 併合前の発行済株式総数（平成28年12月31日現在） | 29,559,918 株 |
| 併合により減少する株式数               | 23,647,935 株 |
| 併合後の発行済株式総数                | 5,911,983 株  |

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合の割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様が株主たる地位を失うこととなります。

なお、単元未満株式をご所有の株主様は、本株式併合の効力発生日までは、会社法第192条及び定款の定めにより、その単元未満株式を買取を当社に請求することができます。また、同法第194条及び定款の定めにより、自己が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができますので、お取引の証券会社又は当社株主名簿管理人までお問合せください。

平成28年12月31日現在の株主構成の割合

| 保有株式 | 株主数（割合）          | 所有株式数（割合）             |
|------|------------------|-----------------------|
| 5株未満 | 165 名（ 8.68%）    | 177 株（ 0.00%）         |
| 5株以上 | 1,735 名（ 91.32%） | 29,559,741 株（100.00%） |
| 合計   | 1,900 名（100.00%） | 29,559,918 株（100.00%） |

(4) 併合により1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 定款変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに基づき、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに行います。

#### (2) 変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年7月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億株</u> とする。 | (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千万株</u> とする。 |
| (単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。    | (単元株式数)<br>第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。       |

### 4. 主要日程

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 取締役会開催日          | 平成29年2月14日(本日) |
| 本定時株主総会開催日       | 平成29年3月30日(予定) |
| 本株式併合の効力発生日      | 平成29年7月1日(予定)  |
| 本単元株式数変更の効力発生日   | 平成29年7月1日(予定)  |
| 発行可能株式総数変更の効力発生日 | 平成29年7月1日(予定)  |
| 株主様宛株式併合割当通知の発送  | 平成29年7月下旬      |
| 端株処分代金の支払い開始     | 平成29年9月上旬      |

※ 上記のとおり、単元株式数の変更及び本株式併合の効力発生日は平成29年7月1日ですが、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年6月28日です。

以上

添付資料： (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

## (ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

### Q1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### Q2 株式併合とはどのようなことですか。

A2 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、平成29年7月1日をもって、5株を1株に併合いたします。

### Q3 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A3 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、平成29年7月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するに当たり、単元株式数の変更後においても全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5万円以上50万円未満)に調整することを目的として、5株を1株に併合することといたしました。

### Q4 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A4 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年6月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は併合後のご所有株式100株につき1個となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年7月1日をもって、株式併合後の株式数に変更されます。

具体的には、株式併合及び定款一部変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

|    | 効力発生前  |      | 効力発生後  |      |      |
|----|--------|------|--------|------|------|
|    | ご所有株式数 | 議決権数 | ご所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 2,000株 | 2個   | 400株   | 4個   | なし   |
| 例② | 1,225株 | 1個   | 245株   | 2個   | なし   |
| 例③ | 1,003株 | 1個   | 200株   | 2個   | 0.6株 |
| 例④ | 800株   | なし   | 160株   | 1個   | なし   |
| 例⑤ | 152株   | なし   | 30株    | なし   | 0.4株 |
| 例⑥ | 4株     | なし   | なし     | なし   | 0.8株 |

株式併合の結果、1株に満たない端数株式(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例③、⑤、⑥のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その売却代金を各株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額(端数株式相当分の処分代金)は、平成29年9月上旬にお送りすることを予定しております。

なお、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合(上記の例⑥のような場合)は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数は5分の1になる一方で、1株当たり純資産額は5倍になります。株価につきましても、理論上は併合前の5倍になります。

Q 6 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

A 6 株主様が所有する当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当金総額に変動はありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 7 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 7 特段のお手続きの必要はございません。

なお、上記Q 4に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

Q 8 株式併合後も単元未満株式の買増しや買取りをしてもらえますか。

A 8 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q 4の例②、④、⑤のような場合）は、単元未満株式の買増しや買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きは、後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9 次のとおり予定しております。

平成29年3月30日 定時株主総会開催日

平成29年6月27日 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日

平成29年6月28日 当社株式の売買単位が100株に変更

平成29年7月1日 株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日

平成29年7月下旬 株主様宛株式併合割当通知の発送

平成29年9月上旬 端数処分代金の支払い開始

【お問合せ先】 株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

〒541-8502 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号

電話：0120-094-777（フリーダイヤル）

受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上